

5号 建築物飲料水貯水槽清掃業登録基準

業種／業務内容	人的要件	物的要件	作業・機械器具等の維持管理方法															
<p>建築物飲料水貯水槽清掃業</p> <p>〔受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業〕</p>	<p>1 貯水槽清掃作業監督者がいること。 《資格》 貯水槽清掃作業監督者（再）講習会修了者※ 又は 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (注) ・講習の修了した日から6年を経過していないこと。 ・2ヶ所以上の営業所又は2以上の登録業種の監督者等との兼任はできない。 ・特定建築物の管理技術者との兼任はできない。 ・登録の有効期限経過後、引続き建築物環境衛生管理技術者を貯水槽清掃作業監督者として再登録を受ける場合は、再講習を修了し、その後6年を経過していないこと。 【講習会受講資格】 ①学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中学校を卒業した後、2年以上建築物の貯水槽の清掃に関する実務に従事した経験を有する者 ②5年以上建築物の貯水槽の清掃に関する実務に従事した経験を有する者 ③①と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者</p> <p>2 従事者は研修を修了していること。 《実施主体》 事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者により定期的に行われること 《指導者》 研修内容を指導するのに適当と認められる者であること 《研修対象者》 貯水槽清掃作業に従事するもの全員が受講できるものであること 《研修内容》 貯水槽の清掃方法、貯水槽の塗装方法、貯水槽の消毒方法及び貯水槽清掃作業の安全と衛生に関するものであること 《研修頻度》 作業に従事する者全員が1年に1回以上受けられること。作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、何回かに分けて行うことも可能であること 《研修時間》 研修内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要であること</p>	<p>1 次の機械器具を有すること。 ①揚水ポンプ ②高圧洗浄機 ③残水処理機 ④換気ファン ⑤防水型照明器具 ⑥色度計、濁度計及び残留塩素測定器 (注) ・上記の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。 ・機械器具等は原則、事業者が所有していなければならない。 ・同一の機械器具等で、2ヶ所以上の営業所、又は2以上の事業区分での登録を受けることはできない。</p> <p>2 機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。また、塩素剤等についてもこれに準じて適切に保管すること。 (I)機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 (II)機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 (III)機械器具を保管するのに適切な規模であること。 (IV)他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 (V)保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。</p>	<p>①受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。 ②貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。 ③貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。 ④貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。</p> <table border="1" data-bbox="1585 667 2114 911"> <tr> <td>1</td> <td>残留塩素の含有率</td> <td>遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>色度</td> <td>5度以下であること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>濁度</td> <td>2度以下であること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>臭気</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>味</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> </table> <p>⑤貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑥貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 ⑦建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>	1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。	2	色度	5度以下であること。	3	濁度	2度以下であること。	4	臭気	異常でないこと。	5	味	異常でないこと。
1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。																
2	色度	5度以下であること。																
3	濁度	2度以下であること。																
4	臭気	異常でないこと。																
5	味	異常でないこと。																

※講習会の詳細については、(公財)日本建築衛生管理教育センター<http://www.jahmec.or.jp> Tel:教務課 03-3214-4624 にお問合せください。